

平成十年十一月金融監督庁・大蔵省・労働省告示第二号（労働金庫法施行規則第六条の三第二項第三号及び第三十五号の規定に基づく労働金庫又は労働金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等）

改正案	現行
<p>（労働金庫又は労働金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務）</p> <p>第一条 労働金庫法施行規則（以下「規則」という。）第六条の三第二項第三号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣の定める業務は、労働金庫法（以下「法」という。）第五十八条第二項第七号又は第五十八条の二第一項第五号に規定する債務の保証のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するものとする。</p> <p>（リース業務の範囲等）</p> <p>第一条 規則第六条の三第二項第十一号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準は、同号に規定する機械類その他の物品又は物件を使用させる業務（以下この条において「リース業務」という。）による収入の額の合計額に占める同号イからハまでの要件を全て満たす契約に基づいて行なわれる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。</p> <p>2 リース業務を営む会社が他のリース業務を営む会社を子会社（法第三十二条第五項に規定する子会社をいう。）として有する場合には、前項の収入の額には、当該子会社の収入の額を含むものとする</p>	<p>（労働金庫又は労働金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務）</p> <p>第一条 労働金庫法施行規則（以下「規則」という。）第六条の三第二項第三号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣の定める業務は、労働金庫法第五十八条第二項第七号又は第五十八条の二第一項第五号に規定する債務の保証のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するものとする。</p> <p>（新設）</p>

(銀行業、証券業又は保険業に付随し又は関連する業務に準ずる業務)

第三条 (略)

(銀行業、証券業又は保険業に付随し又は関連する業務に準ずる業務)

第二条 (略)